

令和5年10月
定例教育委員会会議

会議録

令和5年10月24日開催

会 議 録

開催日時	令和5年10月24日（火）	午後2時 午後2時27分	開会 閉会		
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長 及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子			
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 眞田 眞 学校教育部次長 末木 良典 教職員課長 佐藤 文泰 </td> <td style="width: 50%;"> 社会教育部長 佐藤 弘康 社会教育部次長 谷口 敦哉 社会教育部次長 主藤 肇 </td> </tr> </table>	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 眞田 眞 学校教育部次長 末木 良典 教職員課長 佐藤 文泰	社会教育部長 佐藤 弘康 社会教育部次長 谷口 敦哉 社会教育部次長 主藤 肇
		学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 眞田 眞 学校教育部次長 末木 良典 教職員課長 佐藤 文泰	社会教育部長 佐藤 弘康 社会教育部次長 谷口 敦哉 社会教育部次長 主藤 肇		
	事務局 職員	教育政策課主査 道下 眞紀 同 朝倉 裕幸			
傍聴者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について ・議案第2号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 (1) 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について (2) 旭川市適応指導教室の名称変更について (3) 令和6年旭川市20歳を祝うつどいの概要について 6 その他 7 閉会				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和5年10月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日の議事に入ります前に、先日の市議会定例会において、10月10日付けで、山崎委員が教育委員として再任されましたことを、御報告いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和5年7月定例会、8月第1回臨時会、8月定例会、8月第2回臨時会及び9月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和5年7月定例会、8月第1回臨時会、8月定例会、8月第2回臨時会及び9月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 委 員 長	<p>議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、報告第1号、報告第2号及び報告第3号については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 報 告 事 項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>報告事項（1）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。</p> <p>令和5年8月23日に開催されました子育て文教常任委員会において、令和5年度のいじめの認知件数について、報告を行い、民主・市民連合の江川委員、品田委員から、今回のいじめの認知件数に対する受け止め、課題認識、いじめ防止に向けた取組などについて、質疑がありました。</p> <p>次に、学校施設の耐震改修状況や学校用務員の業務について、日本共産党の中村委員から、耐震化計画の進捗状況や今後の予定、用務員の業務内</p>

教 育 長
各 委 員
教 育 長

容などについて、質疑がありました。
本件について、御意見、御質問等がありますか。
ありません。
それでは、報告事項（１）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。
次に、報告事項（２）「旭川市適応指導教室の名称変更について」、報告願います。

末木学校教育部次長

本件は、旭川市適応指導教室の名称を、令和６年度から旭川市教育支援センターに変更することを報告するものであります。

旭川市適応指導教室については、不登校及びその傾向にある児童生徒の学校復帰や自立を図るため、通室児童生徒及び保護者への支援とともに、豊かな情操と社会性を育む指導に努めることを目的として、旭川市適応指導教室設置要綱に基づき、平成１１年度に設置し、運営しているところがあります。

名称の変更につきましては、小中高等学校等における不登校児童生徒数が増加している状況等から、令和４年６月１０日付け文部科学省通知において、従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、「教育支援センター」若しくは各教育委員会等において工夫された名称とすることを検討するよう求められたことを受け、実施するものです。

また、旭川市適応指導教室では、本市独自の工夫として、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし、親しみやすくするよう、名称のほか、通称名（愛称）として「ゆっくらす」を使用しており、令和６年度から名称は、旭川市教育支援センターに変更しますが、通称名（愛称）「ゆっくらす」については、引き続き使用することといたします。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

本件について、御意見、御質問等がありますか。
ありません。
それでは、報告事項（２）「旭川市適応指導教室の名称変更について」は、報告を受けたこととします。

主藤社会教育部次長

次に、報告事項（３）「令和６年旭川市２０歳を祝うつどいの概要について」、報告願います。

令和６年旭川市２０歳を祝うつどいにつきましては、つどいの対象者を中心に実行委員会を組織して、つどいの企画、運営を行うこととし、市内の企業等への推薦依頼のほか一般公募を実施し、１０人で実行委員会を８月１６日に立ち上げたところがあります。昨年度から前年度の実行委員にもオブザーバーとして参加いただいております。今年度は昨年度の実行委員長にオブザーバーとして参加いただいております。

第１回の会議を８月１６日に、第２回の会議を９月２６日に開催し、実行委員長などの役員や事業計画についても協議し、進めているところがあります。

開催日時及び会場等につきましては、令和５年３月定例教育委員会会議で御報告しましたとおり、令和６年１月７日の日曜日に、旭川市民文化会館で、午前の部が午前１１時から、午後の部が午後３時からの２部制で開催することとしております。当日の次第であります。昨年度と同様、オープニング、実行委員長の挨拶の後、旭川市長のお祝いのことば、来賓の御挨拶、主催者の紹介、２０歳のメッセージと続き、アトラクションを行い、閉会となります。教育委員の皆様につきましては、例年同様、ステージにお席を用意し、紹介させていただく予定です。オープニングでは、市内の高校の吹奏楽部による演奏等を予定しております。アトラクションにつきましては、旭川にゆかりのある有名人による講演会等の開催を目指しているところですが、予算などの関係もありますので、抽選会の開催なども検討しているところですが、パンフレットにつきましては、昨年同様、

教各教	育委育	長員長	<p>SDGsの観点からも、紙のパンフレットは作成せず、WEBで見ることができるものを準備する予定です。記念品につきましては、旭川を代表する食・旭川ラーメンのおいしさを味わってもらおうと、市内のラーメン店で使える優待券か、旭山動物園の特別入園券を準備する方向で進めています。また、フォトスポットの設置などについても検討しているところです。</p> <p>引き続き、令和6年旭川市20歳を祝うつどいが、参加者にとりまして、また、実行委員にとっても素晴らしい思い出となるよう、実行委員会で検討を重ねてまいります。教育委員の皆様には、近くなりましたら、改めて御案内いたします。</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(3)「令和6年旭川市20歳を祝うつどいの概要について」は、報告を受けたこととします。</p>
教各事	育委務	長員局	<p>《その他》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各教	委育	員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、報告第1号、報告第2号及び報告第3号については、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p><議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」> 令和5年10月24日から令和6年2月3日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第2号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」> 令和5年11月1日から令和7年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和5年9月1日から同年10月3日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和5年8月17日から同年10月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和5年8月22日から同年10月2日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和5年10月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教 育 長
各 委 員 局
事 務 長
教 育 長